

国際財務報告基準における 協同組合出資の取扱いをめぐる最近の動き

主任研究員 重頭ユカリ

1 IFRSにおける協同組合出資の取扱い

国際会計基準審議会(以下「IASB」)が作成する国際財務報告基準(以下「IFRS」)は、2008年12月時点で、EU諸国を含む89カ国において国内の全上場企業の連結決算に適用されている。

現行のIFRSでは、IAS第32号が「金融商品は現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には負債である」と定義しており、一般に組合員が償還を請求する権利を有している協同組合の出資もこの定義にあてはまる。

しかし、協同組合陣営からはたつきかけによって導入されたIFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の出資及び類似の金融商品」によって、一定の条件があてはまる場合には、出資を資本として分類することが可能である。その条件とは、現地の法令、規則および事業体の定款によって、組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を組合側が有する^(注)ということである。これを受けて、EUでは05年からIFRSが適用された一部の協同組合銀行の単協(主として上場している中央機関の連結対象となっている単協)で、この条件をみたくような定款変更が行われた。

2 IASB/FASBのコンバージェンスでの問題

主要国のうちでIFRSを導入していないのは米国と日本であるが、米国では02年から、日本では05年からIFRSとそれぞれの会計基準との主要な差異を取り除く収斂作業(コンバージ

ェンス)が進められている。

しかし、最近になって両国ともIFRSそのものを導入する方向へと転換しつつある。米国では08年11月に国内の公開企業にIFRSを適用するための工程表案が公表され、14年からの強制適用の是非を11年までに決定することとしている。日本でも09年2月に、金融庁の企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を公表し、IFRSの強制適用の判断を、12年を目途に行うこととしている。ただし、両国とも、導入に向けて障害となる差異をできるだけ小さくするため、コンバージェンスの作業を引き続き行っている。

IASBと米国の基準設定主体である米国財務報告基準審議会(以下「FASB」)がコンバージェンスを進めるにあたり、資本と負債の区分については修正共同プロジェクトとして取り組んでいる。修正共同プロジェクトでは、一方が文書を公表して議論をリードし、他方がそれに一般からのコメントを求めて検討することとされており、この「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトにおいては、FASBが07年11月に予備的見解を公表した。

しかし、この予備的見解でFASBが支持した「基本的所有アプローチ」によると、協同組合の出資は、償還時の払戻し額が出資の額面価格を上限としており、組合の清算時に出資者が残余財産に対して比例的な請求権を持たない、または持つことが明示されていないのが一般的であるため、負債に分類されるこ

ととなる。そのため、予備的見解に関してFASBに提出されたコメントの約1/3は、協同組合からであり、基本的所有アプローチの問題を指摘するものであった。

続いて08年2月に、IASBは、FASBの予備的見解と同一の内容に一般への質問を加えた「コメントのお願い」を公表した。IASBに対しては、国際協同組合同盟(ICA)や欧州協同組合銀行協会(EACB)などの国際的な協同組合団体だけでなく、日本からも全中・農林中央金庫、日本生活協同組合連合会がコメントを提出し、基本的所有アプローチの導入によって協同組合に生じる問題点を指摘した。

3 最近検討されている資本の定義

こうした協同組合陣営からの主張はIASBやFASBにも伝わったとみられ、08年10月以降、両者は、協同組合の出資に一定の配慮をしつつ、資本の定義を検討するようになった。

08年11月にIASBとFASBは、すべての無期限商品を資本に分類することを暫定的に決定した。無期限商品とは、決済要件がない、かつ清算の際に保有者に事業体の純資産への分け前を付与する権利を与える商品である。最近の会合の議論では、の「決済要件がない」には、事業体側が商品の償還を拒否する無条件での権利を有しているか、償還が無条件に禁じられているケースを含むとされており、現行のIFRIC2をみたく協同組合の出資はこれにあてはまると考えられている。

また、決済要件がある、つまり償還可能な商品であっても、発行者の選択で償還可能であるもの、あるいは保有者の脱退や死亡によ

ってのみ償還されるものは、資本として分類することが暫定的に決定された。脱退については、英語のretirementという言葉があてられているが、これについては、契約の終了(termination)、退職(resignation)、協同組合の組合員であることをやめるなどの事象を含めて広く用いることとされている。したがって、現在検討されている資本の定義では、協同組合の出資は、一般的に資本として分類することが可能になると考えられている。

4 今後の注目点

IASBとFASBは、09年下期に「資本の特徴を有する金融商品」についての公開草案を公表し、コメントを受け付けたのち、11年に最終的な文書を公表する予定である。資本の定義が最終的に決定されるまでに議論の流れが変わる可能性もあるため、協同組合陣営は議論の推移を注意深く見守る必要がある。

また、IFRSを導入することになった場合、日本ではどのような企業の連結または個別決算に適用を義務付けるかは今後検討されるとみられ、協同組合が適用対象となるかどうかは現時点では定かではない。イタリアでは上場の有無にかかわらず銀行はすべて適用対象とされるなど、業種によって適用対象となる可能性もある。そのため、今後の検討状況を注視しつつ、IFRSの導入が協同組合にとって不利にならないように対応する必要がある。

<参考文献>

・重頭ユカリ(2008)「欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況 組合員の出資金に関する会計上の取扱いをめぐる動き」『農林金融』6月号

(注)IFRIC2導入の経緯等は、重頭(2008)参照

(しげとう ゆかり)